

比叡山高等学校「学校いじめ防止基本方針」(改訂版)

1 基本の方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって本校では、すべての生徒がいじめを許さず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ等の防止のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係がある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習し、その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめ等の防止

- (ア) いじめを許さない、見過ごさないという意識づくりに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒一人ひとりが安心して過ごせる学校をつくる上で、校訓の実践が重要であることを明確に意識した教育活動を実践する。
- (ウ) いじめ防止に関する理解を深め、生徒一人ひとりの人権意識を高めるための啓発活動を積極的に推進する。

② いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するための定期的な調査を実施する。

- ・ 生徒対象いじめアンケート調査 年4回 匿名式(6月・10月) 記名式(7月・12月)
- ・ アンケートに基づく学級担任による生徒からの聞き取り調査(個別面談) 年2回(7月・12月)

(イ) いじめ相談体制

いじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・ 保健室の役割

(ウ) いじめ等の防止に関する教員の人権意識の向上を図る。

(2) いじめ防止等に関する措置

いじめ等の防止の対策のための組織「いじめ等防止委員会」の設置

<「設置要項」は別に定める>

(3) いじめへの対処

① いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・いじめ行為の制止
- ・いじめ対策組織に報告・情報共有
- ・関係生徒からの聴き取りと事実確認

※いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

② いじめを受けた生徒またはその保護者への支援

③ いじめを行った生徒への指導または保護者への助言

※教育上必要と認めるときは、生徒に対して、学校教育法第11条に基づく懲戒を加えたり、特別指導を行ったりする等、適切な指導を行う。

④ いじめが起きた集団への支援と再発防止に向けた指導・助言

(4) 重大事案への対処

重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する生徒について、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態である。

その場合は、次の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を、滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課に報告する。

② 滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑤ 事後の学校生活が安心・安全に送れるようにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも入り、支援する。

生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請する。

(5) インターネット等によるいじめへの対応

① インターネット等によるいじめの防止、早期発見のための取り組み

(ア) 生徒向け 人権学習等を通じた啓発活動

(イ) 教員向け インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対処に関する研修等

② インターネット等によるいじめへの対処

生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請する。

(6) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめを防止するための取組に関すること。
- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。

(7) その他いじめの学校評価における留意事項

策定したいじめ防止基本方針等は、PCDAサイクルに基づき、毎年度見直す。

付則 平成26年1月8日より施行する。

令和8年4月1日 改訂